

29年度に進学予定の生徒のみなさん・保護者のみなさま

奨学金係より

今年の4月に進学する予定のみなさんに給付型奨学金について改めてお知らせします。今年度の途中から新たに給付型奨学金が制度化され29年度から先行実施されることが予定されています。対象となる人は次の条件に当てはまる必要があります。条件を満たす場合は是非申込を検討してください。

条件：次の1または2のいずれかに該当すること。

1. 家計支持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）全員の住民税が非課税となっていること。（役所で交付される住民税証明書にある住民税の所得割の欄がゼロと記載されていれば非課税扱いということになります。）なおかつ、私立の大学に自宅外から通学（つまり下宿）する人で、高い学習成績を取めている場合。
2. 社会的養護が必要な人（児童養護施設や里親などの下で生活している人）で、国公私立の大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学し、かつ学力・資質において学校長からの推薦を受けられる人。

上の条件1または2に該当する場合は、給付型奨学金（返還の義務なし）に申し込むことができます。但し、申し込みは高等学校ではなく、進学先の学校で行います。また、すでに貸与型奨学金の採用が決定している場合でも、併せて申し込むことができます。進学先の学校から改めて連絡がある予定ですが、念のため自分の方から進学先に問い合わせるなどして、前もって確認をしてください。下記のホームページからも詳細を確認できますので参考にしてください。

日本学生支援機構：<http://www.jasso.go.jp/>